

データの利活用に向けた庁内データの環境整備について

「板橋区 ICT 推進・活用計画 2025」前期実施計画では基本方針Ⅳとして「データの利活用」を掲げている。区では、その取組の一つとして、庁内データのオープンデータ化を進めており状況を報告する。

1 オープンデータとは

国や自治体等が保有する住民情報、防災情報、公共施設情報、地図情報、観光情報等を、機械判読に適した形式(※1)、かつ、二次利用(※2)が可能なルールで公開したデータと定義されている。データの整備や公開を推進することにより、様々な施策展開にデータが利活用されることをめざす取組である。

(※1)コンピュータによる自動的なデータ加工、編集等ができること。

(※2)利用者が、対象のデータを加工、編集、再配布等して利用すること。

2 区における公開状況

(1)公開データ数

平成26年度に「板橋区オープンデータの公開に関する基本的考え方(指針)」を策定し、オープンデータの取組を開始した。令和4年2月1日現在、69種類 616 ファイルを公開している。

(2)主な公開データ(別紙1参照)

- ・国が自治体等に公開を推奨するデータ
- ・統計資料や調査資料
- ・各施設等の位置情報 等

(3)公開方法

①区ホームページ(平成26年度から)

令和2年度に、オープンデータ検索専用のページを設け、分野毎での検索を可能とした。

②東京都オープンデータカタログサイト(平成28年度から)

都及び都内自治体のオープンデータの流通及び利活用を推進することを目的とした Web サイト。区ホームページと同様のデータを公開している。

3 令和3年度における取組

国は、国や自治体等が保有するデータの公開及び活用に取り組む上での基本指針として「オープンデータ基本指針」を定めており、令和3年6月に改正を行った(別紙2)。

区では、国の指針改正を踏まえて、令和3年10月に下記を実施した。

(1) 区内ルールの変更

①「板橋区オープンデータの推進に関する基本的考え方(指針)」

位置づけ: 取組を推進する目的や方向性を記した指針

改正内容: 機械判読に適した形式による公開、利用ニーズの高いデータの公開促進等

②「オープンデータ公開の手引き」

位置づけ: 職員の作業手順等を記した実務的な手引き

改正内容: データの表記や構造の留意事項、区ホームページへの公開手順等

(2) 区民等のデータ利活用に関する取組

さらなるデータ利活用をめざし、区ホームページに以下を公開した。

①オープンデータの公開要望フォーム

区民等から新たに公開してほしいデータの要望を収集し、利用者のニーズに沿ったオープンデータ整備の取組に活用する。

②オープンデータ活用事例の収集及び紹介

区民等のオープンデータを利活用した取組を把握し、区のオープンデータ推進のため活用する。

4 課題及び今後の取組

(1) 公開済データの整備

利活用推進のため「オープンデータ基本指針」や「板橋区オープンデータの推進に関する基本的考え方(指針)」では、CSV等のデータ形式による公開を原則としている。しかし、現状ではPDF形式や、表形式に編集されたデータをそのままCSV化したファイルもあり、コンピュータによる加工や編集等の支障となるため、整理を進める。

(2) 写真データの公開

他自治体では、施設や観光名所等の写真をオープンデータとして公開している例があり、民間企業からのニーズもあることから、令和3年度中を目標に公開する。

(3) 都の取組への参加

都が実施している「行政データ整備モデル事業」では、自治体におけるデータ整備手法のモデル化を検討しており、区もこの取組に参加・協力している。事業を通じて得られたノウハウは、手順書として令和4年度に公開される予定である。

板橋区における主な公開データ

1 国が自治体等に公開を推奨するデータ

公開数:14 種類 31 ファイル

主な公開データ内容	ファイル形式
イベント一覧	CSV
観光スポット一覧	CSV
文化財一覧	CSV
公衆無線 LAN アクセスポイント一覧	CSV
AED 設置箇所一覧	CSV
公衆トイレ一覧	CSV
子育て施設一覧	CSV
オープンデータ一覧	CSV

2 統計資料や調査資料

公開数:41 種類 539 ファイル

主な公開データ内容	ファイル形式
板橋区の統計(土地・人口、行財政・税等)	CSV
区民意向調査の結果	Excel、PDF
水質調査の結果	CSV

3 各施設等の位置情報

公開数:14 種類 46 ファイル

主な公開データ内容	ファイル形式
区役所支所区民事務所一覧	CSV
地域センター一覧	CSV
土のうステーション一覧	CSV
図書館一覧	CSV
期日前投票所一覧	CSV

4 区 HP におけるオープンデータクリック数(令和3年10月～12月)

項番	データ内容	クリック数
1	期日前投票所一覧	5,655 件
2	公園・公衆便所オープンデータ	156件
3	「あいキッズ」実施校一覧	120 件

オープンデータ基本指針の改正概要

【別紙2】

(令和3年6月15日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)

- 「**オープンデータ基本指針**」※1については、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）を踏まえ、オープンデータ・バイ・デザインの考えに基づき、**国・地方公共団体・事業者が公共データの公開及び活用に取り組む上での基本方針**を定めたもの。

※1 平成29年5月30日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定

- 同指針にはオープンデータ・バイ・デザイン※2の推進が謳われるとともに、行政保有データについては原則公開とされ、利活用推進の観点からは機械判読性の要件がオープンデータの定義として存在するが、①「**原則公開**」としか謳っておらず、特にニーズの高いデータであっても具体的な公開内容、方策に係る説明が欠如、②「**機械判読性**」についても「**原則**」にとどまり、5つ星※3を参考にすると**の努力義務**となっている。そこで、**利用ニーズの高いデータの公開促進と公開データの機械判読性を強化**するため、以下の通り同指針を改正する。

※2 公共データについて、オープンデータを前提として情報システムや業務プロセス全体の企、整備及び運用を行うこと。

※3 Webの創設者Tim Berners-Leeが提唱した5段階の指標で、ファイル形式に関わらず二次利用が可能なライセンスを満たす場合は第1段階、機械判読性の比較的高いcsv形式は第3段階とされている (<http://5stardata.info/ja/>)

改正内容
①

「各府省庁にしか提供できないデータ」、「様々な分野での基礎資料となり得る信頼性の高いデータ」、または「リアルタイム性を有するデータ」等の有用なデータの公開推進を規定【データ公開促進に係る新規追加】

行政保有データの公開に関しては「**原則公開**」としか謳っておらず、ニーズの高いデータに関しても具体的な公開内容、方策に係る説明が欠如していたところ、**「各府省庁にしか提供できないデータ」、「様々な分野での基礎資料となり得る信頼性の高いデータ」、または「リアルタイム性を有するデータ」等の有用なデータについては積極的な公開を図る**こととした。これにより、利用ニーズの高い行政保有データのオープンデータ化促進と、更なる利活用促進を図ることとする。

指針における見直し箇所：3. オープンデータに関する基本ルール (3) 公開環境

改正内容
②

オープンデータの機械判読性について規定【データの質の向上に係る新規追加】

これまで「**機械判読性**」についても、「**原則**」にとどまっておらず、5つ星を参考にすると**の努力義務**となっていたところを、**構造化しやすいデータ※4の「3つ星」※5（CSVやXML等のフォーマット）」以上での公開を原則**とした。これにより、事業者が利用しやすいデータ形式での公開を促進する。

また、構造化が困難なデータを含む全ての公開データに関しては可視化やAPI利用が容易になるよう、データカタログサイトの利用等、**メタ情報公開に向けた環境の整備に努める**。

※4 統計情報等の行列や階層による表現が可能な情報。

※5 特定のソフトウェア機能に限定されず共通で利用できるフォーマット（CSV、XML）。

指針における追加箇所：3. オープンデータに関する基本ルール (4) 公開データの形式等

出典：「オープンデータ基本指針の概要」より抜粋（令和3年6月15日公開 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室）